



事業の発展を考える事業主様へ トクトク情報

☆弊所は事業継続力強化計画認定事業者になりました！



弊所は昨年「事業継続力強化計画」の認定制度を利用し、事業継続力強化計画認定事業者を目指しました。ステップ1の準備・策定からステップ5の認定通知受理まで、下記の手順で進め令和2年11月20日付の認定書を受け取ることができました。

「事業継続力強化計画」の認定制度とは

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。

事業継続力強化計画認定事業者になるまで

- ステップ 1** 防災・減災の事前対策に関する計画の策定
- ステップ 2** 事業継続力強化計画に係る認定申請書作成
- ステップ 3** 経済産業大臣（地方経済産業局）に申請
- ステップ 4** 経済産業大臣（地方経済産業局）の認定
- ステップ 5** 事業継続力強化計画に係る認定通知受理



《 弊所の認定通知書 》

事業者が事業継続力強化計画の認定を受けるメリット

- ① 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- ② 防災・減災設備に対する**税制措置**
- ③ **補助金**（ものづくり補助金等）の**優先採択**
- ④ 中小企業庁 HP で企業の公表・**認定ロゴマーク使用可能**



事業継続力強化計画認定ロゴマーク

「今」、「事業継続力強化計画認定事業者」を目指すことをお勧めします！

◎「今」をお勧めする理由

- ① 経営改善等に有効活用できる！

新型コロナウイルス感染症を受けながらも、経営改善等に取り組む意欲のある中小企業・小規模事業者等を支援する各種支援制度が令和3年度に向けて予定されています。「今」事業継続力強化計画の認定を受けることにより、各種支援制度を利用する際に有利になることがあります。

- ② 支援策を活用する前に認定事業者になる

事業継続力強化計画を申請してから認定されるまで一定の時間を要します。来年度に向けての各種支援制が公表されてからの申請となると、後手後手になってしまう恐れがあります。今後発表される「認定を受けた企業に対する支援策」を最大限活用できるよう、「今」準備を始められることをお勧めします。

事業継続力強化計画の策定・申請は弊所めぶき法務事務所にお任せください。

お気軽にご相談ください。

詳しくは弊所ホームページをご覧ください。

